

# 日本独自のP K S第三者認証制度 について

2021年8月6日

一般社団法人農産資源認証協議会

# 目次

---

- 協議会設立の目的・趣旨
- 一般社団法人農産資源認証協議会
- 信頼ある認証団体の体制構築事業(2021年度事業計画より)
  1. 現在のステータス
  2. 2020年11月評価時点からの修正・変更点
  3. 持続可能性基準を満たすことの説明
  4. 今後のスケジュールについて
  5. (参考) : 認証審査の第三者性 (認定へのステップ)
  6. (参考) : 諮問委員会について
  7. (参考) : パブリックコメント
  8. (参考) : DD (デュー・デリジェンス)

## ● 農産資源認証協議会設立の目的・趣旨

---

- 資源エネルギー庁が事業計画策定ガイドラインで示す持続可能性基準に適合する、新たな日本発の民間主導の認証制度を確立する。
- 先ずはPKSの認証制度を確立し、その後は他農産資源燃料の認証制度にも取り組む。

### 協議会の特徴

- ・ 発電事業者が中心になり商社、集荷会社と連携し調達するPKSサプライチェーンの認証取得をめざす。
- ・ PKS発生元であるCPOミル（搾油工場）側の認証取得に依拠するのではなく、商社、集荷会社が主体となって持続可能性基準の適合性を確認する。
- ・ 日本で認証制度の維持管理主体（スキームオーナー）を設立することで、将来行政からの要請に柔軟に対応することが可能。

# ● 一般社団法人農産資源認証協議会

---

## 参加企業（24社）（発電事業者、輸入商社）

株式会社IHI、伊藤忠商事株式会社、イーレックス株式会社、岩谷産業株式会社、  
エア・ウォーター株式会社、大阪ガス株式会社、王子木材緑化株式会社、  
サミットエナジー株式会社、サムスンC&Tジャパン株式会社、JFE商事株式会社、  
シンエネルギー開発株式会社、神鋼商事株式会社、住友林業株式会社、  
大中物産株式会社、株式会社タカフジ、東京産業株式会社、株式会社トクヤマ、  
豊田通商株式会社、日新商事株式会社、日本製紙株式会社、日本紙パルプ商事株式会社、  
株式会社NEWSCON、阪和興業株式会社、株式会社レノバ、  
（日本グリーンコンサルタント株式会社）

# ● 一般社団法人農産資源認証協議会

---

## ① 名称

一般社団法人農産資源認証協議会

英文名称：Agricultural Resource Certification Council（略称、「ARC」）

## ② 目的

当法人は、再生可能エネルギーの持続的な供給を実現するため、農林副産物等のバイオマス燃料の持続可能性に特化した第三者認証を整備・管理することで、当該バイオマス燃料の発電事業者及び供給事業者に、燃料調達サプライチェーンのリスクアセスメントの実施、及び、利害関係者から信頼されるマネジメントシステムの構築のための環境を提供することを目的とする。

- （1）農産資源認証規格の整備に係る事業
- （2）農産資源認証規格の管理・運営に係る事業
- （3）農産資源認証の普及に係る事業
- （4）農産資源供給地における環境・社会リスクの調査に係る事業
- （5）農産資源供給地への環境・社会・経済面の支援に係る事業
- （6）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

# ● 一般社団法人農産資源認証協議会

---

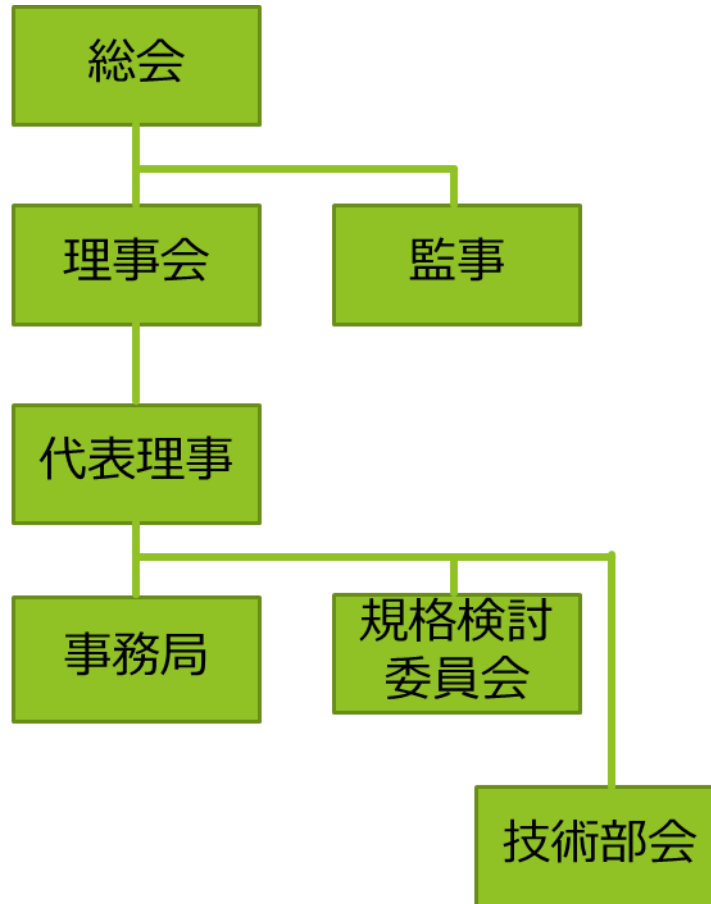
## ③ 役員

代表理事	：	株式会社レノバ	田中直行
代表理事	：	シンエネルギー開発株式会社	田中 良明
理事	：	イーレックス株式会社	都 良太郎
理事	：	日本製紙株式会社	太刀川 寛
監事	：	サミットエナジー株式会社	全 大介

# ● 一般社団法人農産資源認証協議会

---

## ④ 組織体制



## ● 信頼ある認証団体の体制構築事業 (2021年度事業計画より)

---

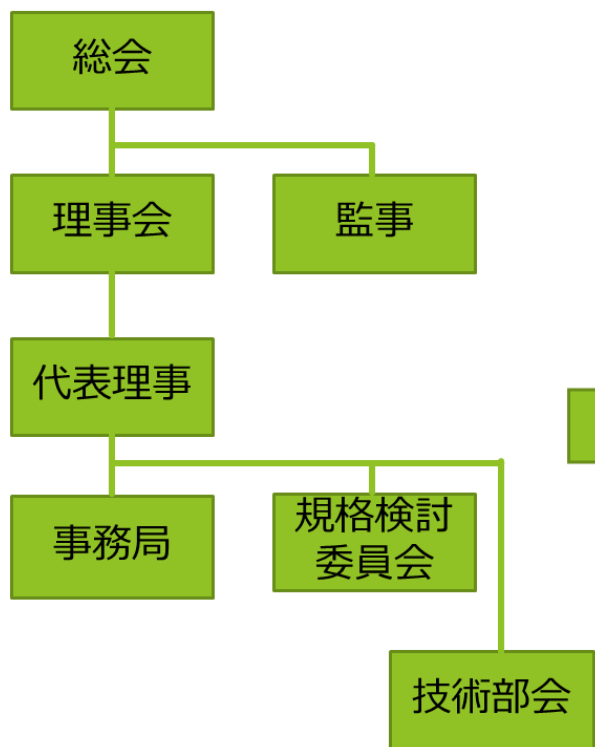
「農産資源認証制度」に対する社会からの信頼性及びスキームオーナーとしての団体のガバナンスの向上に取り組む。

- ガバナンスを強化した組織改編準備
- 外部代表理事招聘準備
- 事務局体制整備構築
- 情報公開の実施
- 事業者の認証取得活動を支援するコンサルタントセクターの育成

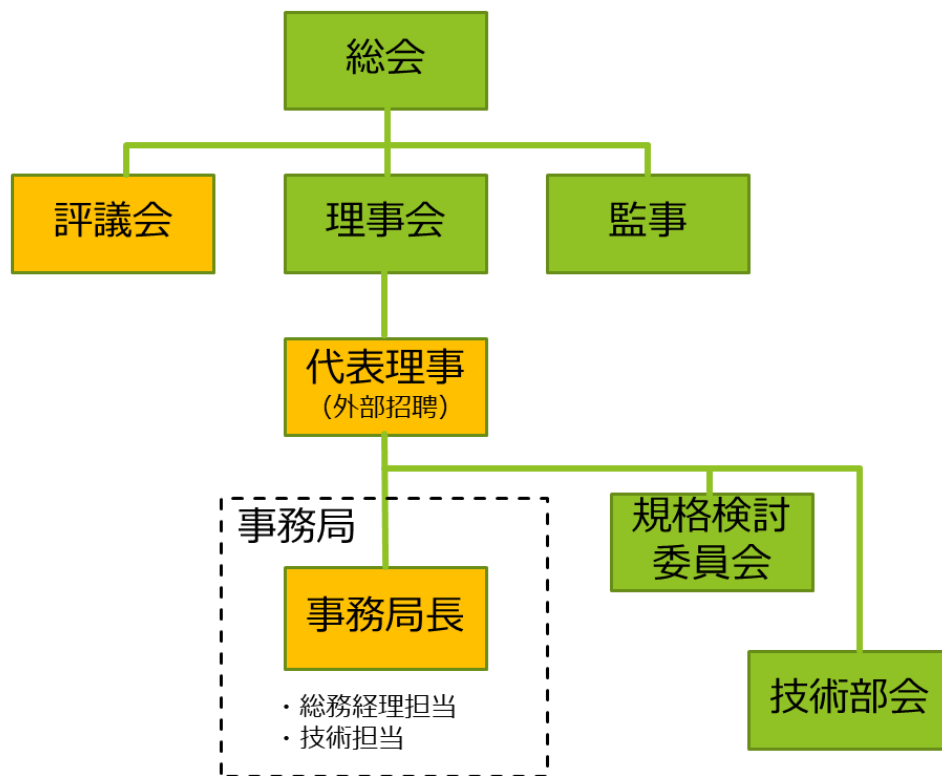


# ● 信頼ある認証団体の体制構築事業 (2021年度事業計画より)

現 組織体制



新 組織体制



# 1. 現在のステータス

---

- 7月9日、本PKS認証規格基準を規格検討委員会承認済み基準として発行
  - 3月1日、規格検討委員会(第三者委員会)において仮承認を受けパブリックコメント募集を実施  
(実施期間:4月14日~5月31日)
  - パブリックコメントを受け、規格基準の修正案を規格検討委員会に提出、審議を受ける

## 2. 2020年11月評価時点からの修正・変更点 (パブリックコメント後) 新旧対照表

# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名：PKS 認証制度：基本文書 P01

番号	P	修正前	修正後
1	3	<p>1. 認証規格策定の目的および趣旨</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十八年六月三日交付（平成二十八年法律第五十九号）改正）に基づく日本の FIT 制度（電力固定買取制度）において、バイオマス発電の燃料のとして使用される</p>	<p>1. 認証規格策定の目的および趣旨</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十八年六月三日交付（平成二十八年法律第五十九号）改正）に基づく日本の FIT 制度（電力固定買取制度）において、<b>バイオマス発電の燃料として使用される</b></p>
2	3	<p>1. 認証規格策定の目的および趣旨</p> <p>公平性、中立性および透明性を図るため、当該原案は学識経験者、消費者団体、シンクタンク、金融政策、および木材産業界の代表からなる</p>	<p>1. 認証規格策定の目的および趣旨</p> <p>公平性、中立性および透明性を図るため、<b>当該原案は、学識経験者</b>、消費者団体、シンクタンク、金融政策、および木材産業界の代表からなる</p>
3	3	<p>このことに鑑み、PKS の持続可能性に関心を寄せる日本国内の発電事業者および商社によって「PKS 第三者認証創設準備委員会」を設立し、持続可能な PKS の取引に適用する第三者認証制度を創設する運びとなった。</p>	<p>このことに鑑み、PKS の持続可能性に関心を寄せる日本国内の発電事業者および商社によって「<b>一般社団法人農産資源認証協議会</b>」を設立し、持続可能な PKS の取引に適用する第三者認証制度を創設する運びとなった。</p>
4	3	<p>1. 認証規格策定の目的および趣旨</p> <p>公平性、中立性および透明性を図るため、当該原案は、学識経験者、消費者団体、シンクタンク、金融政策、および木材産業界の代表からなる規格検討委員会および環境保護団体や</p>	<p>1. 認証規格策定の目的および趣旨</p> <p>公平性、中立性および透明性を図るため、当該原案は、学識経験者、消費者団体、シンクタンク、金融政策、および木材産業界の代表からなる規格検討委員会および環境保護団体や LCA 専門家</p>

# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名：PKS 認証制度：基本文書 P01 ↵

		LCA 専門家から構成される技術部会へ諮問し、2020 年 10 月 23 日、規格検討委員会の承認を得て規格基準として発行するに至った。↵	から構成される技術部会へ諮問し、 <b>2020 年 10 月 23 日、規格検討委員会の承認を得て規格基準として発行する。</b> ↵
5↵	5↵	望ましい例 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">PKS 認証制度:要求事項ガイドライン</span> 5.3. 第三者認証規格文書の見直し↵ PKS 第三者認証創設準備委員会は、規格基準を変化して↵	望ましい例 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">PKS 認証制度:要求事項ガイドライン</span> ↵ 5.3. 第三者認証規格文書の見直し↵ 一般社団法人農産資源認証協議会は、規格基準を変化して↵
6↵	5↵	5.3. 第三者認証規格文書の見直し↵ PKS 第三者認証創設準備委員会は、規格基準を変化している周囲の状況等を考慮して 2 年に 1 回見直さなければならない。この見直しを受け、PKS 第三者認証創設準備委員会は諮問委員会（規格検討委員会および技術部会）を招集し、諮問委員会に規格基準の修正案の審議を依頼しなければならない。当該修正案は、規格検討委員会で承認された後に正式に発行される。↵	<b>5.3. 第三者認証規格文書の見直し↵</b> <b>一般社団法人農産資源認証協議会</b> は、規格基準を変化している周囲の状況等を考慮して 2 年に 1 回見直さなければならない。この見直しを受け、 <b>一般社団法人農産資源認証協議会</b> は諮問委員会（規格検討委員会および技術部会）を招集し、諮問委員会に規格基準の修正案の審議を依頼しなければならない。当該修正案は、規格検討委員会で承認された後に正式に発行される。↵
7↵	6↵	5.3. 第三者認証規格文書の見直し↵ 申請組織は、新しい規格基準の発効後 1 年以内に当該規格基準への適合性を確実にしなければならない。↵	5.3. 第三者認証規格文書の見直し↵ 申請組織は、新しい規格基準の発効後 1 年以内に当該規格基準への適合性を確実にしなければならない。↵ <b>又、申請組織は、認証機関及び認定機関が発行する関連基準への適合性を、当該機関が指定する期間内に確実にしなければならない。</b> ↵

# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名：PKS 認証制度：基本文書 P01 ↵

8↵	8↵	なし↵	7.11. FPIC↵ free, prior and informed consent の略。自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意と訳され、主に土地や資源の開発を進める際に尊重すべき先住民の権利として謳われる。↵
9↵	9↵	なし↵	7.12. SG (Segregation) ↵ 分別管理をあらわす。サプライチェーンにおいて認証された PKS と、他の非認証 PKS とは混ぜ合わされることなく、認証された PKS だけで発電所まで受け渡される認証モデル。植栽エリアを一つに特定できないが、認証 PKS であることが保証される。↵

# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名：PKS 認証制度：要求事項（申請組織） ST01

番号	P	修正前	修正後
10	3	<p>1.2. 法律の順守及び評価（ガイドライン参照）</p> <p>申請組織は、申請組織、搾油工場、及び PKS の加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。</p>	<p>1.2. <b>法律の順守及び評価</b></p> <p>1.2.1. <b>文書化した手順</b></p> <p>申請組織は、申請組織、搾油工場、及び PKS の加工および流通業者に対して関連する法律を遵守する文書化した手順を<b>策定および</b>提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。</p>
11	3	<p>1.2. 法律の順守及び評価（ガイドライン参照）</p> <p>申請組織は、申請組織、搾油工場、及び PKS の加工および流通業者に対して関連する法律を順守する文書化した手順を提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。</p>	<p>1.2.2. <b>順守状況の確認</b></p> <p>順守状況の確認には下記を含まなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 土地の使用権は明示され、法的または慣習的な使用権を有していることを明示できる地域住民から法的に意義を申し立てられていない。</li> <li>2) 地域住民が法的または慣習的な使用権を有していることが明示される場合、FPIC の実施および交渉による合意があるという前提のもと、土地所得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われている。</li> <li>3) FPIC を実施しない状況下で他の土地使用者の法的又は慣習的な使用権を損ねていない。</li> <li>4) 児童の雇用及び搾取を行っていない。</li> <li>5) 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行っていない。</li> <li>6) 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝</li> </ol>

# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名：PKS 認証制度：要求事項（申請組織） ST01 ↵

			<p>達され、及び実施されている。↵</p> <p>7) 雇用主が、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重している。結社の自由及び団体交渉の事由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自律的で自由な結社および交渉の権利を確保する同等の方法を推進している↵</p>
12↵	4↵	<p>1.3. 情報公開↵</p> <p>申請組織は、必要な場合、関係者の求めに応じて、取り扱っている PKS の情報に関する提供を行わなければならない。↵</p>	<p>1.3. 情報公開↵</p> <p>申請組織は、当該認証制度に関する環境的、社会的および法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供しなければならない。この提供は意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行わなければならない。↵</p>
13↵	5↵	なし↵	<p>2.3. 分別管理方法↵</p> <p>申請組織は、管理対象組織が SG に基づいて分別管理を行うことを確実にし、SG 以外の分別管理方法を採用してはならない。↵</p>
14↵	5↵	4. 温室効果ガス↵	4. 温室効果ガス等の汚染物質↵
15↵	6↵	<p>4.2. GHG 排出量の算定方法↵</p> <p>申請組織は、PKS 第三者認証準備委員会が認めた以下のワークシート等に基づき GHG を算定しなければならない。算定範囲は、COP ミル以降から発電所の門までとする。↵</p> <p>1) JIA「LCA ワークシート (PKS)」2020年6月15日↵</p>	<p>4.2. GHG 排出量の算定方法↵</p> <p>申請組織は、一般社団法人農産資源認証協議会が認めた、以下のワークシート等に基づき GHG を算定しなければならない。算定範囲は、CPO ミル以降から発電施設までとする。↵</p> <p>1) JIA「LCA ワークシート (PKS)」Rev.1.1↵</p>



# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名：PKS 認証制度：要求事項（申請組織） ST01

16	6	<p>4.3. GHG 排出量の削減</p> <p>申請組織は、初回審査時または更新審査時に算定した GHG 排出量を基準値とし、3 年間の GHG 排出量の平均値が基準値を下回るように、計画を立案し実施しなければならない。立案した計画は文書化し、実施した結果は記録として管理しなければならない。</p>	<p>4.3. <b>GHG 等汚染物質量の削減</b></p> <p>申請組織は、<b>GHG を含む汚染と排出の削減計画を策定、実施および監視しなければならない。申請者は GHG 排出量を最小限に留めるように計画しなければならない。策定した計画は文書化し、実施した結果は記録として管理しなければならない。</b></p>
17	7	<p>9. 取引の停止</p> <p>申請組織は下記の状況を確認した場合、審査機関に報告を行い、速やかに対象となる PKS の取引を中止しなければならない。申請組織は取引を中止した経緯および結果を記録しなければならない。</p> <p>1) 販売対象である PKS の加工および流通過程において違法行為が確認された場合</p> <p>2) 販売対象である PKS について持続可能性がない、又は許容できない供給源からのものであることが確認された場合</p>	<p>9. 取引の停止</p> <p>申請組織は下記の状況を確認した場合、審査機関に報告を行い、速やかに対象となる PKS の取引を中止しなければならない。申請組織は取引を中止した経緯および結果を記録しなければならない。</p> <p>1) 販売対象である PKS の加工および流通過程において違法行為が確認された場合</p> <p>2) 販売対象である PKS について持続可能性がない、又は許容できない供給源からのものであることが確認された場合</p> <p><b>3) この規格に逸脱した場合</b></p>

# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名：PKS デューデリジェンスシステム要求事項 ST02

番号	P	修正前	修正後
18		要求事項の番号などの字体が「基本文書」等と異なり、「Arial」	要求事項の番号などの字体を「基本文書」等と同様の「游ゴシック」
19	4	1)違法に開発された植栽エリア ● 評価対象地域において、植栽エリア開発関連法等に順守していること	1)違法に開発された植栽エリア ● 評価対象地域において、植栽エリア開発関連法等を順守していること
20	5	3.3 供給地の確認単位 申請組織は下記に示す植栽エリア単位以下で確認を行わなければならない。申請組織は供給源の確認に際し、申請組織自ら又は申請組織から委託された者が少なくとも一度は現地踏査を行い、許容できない供給源でないことを確実にしなければならない。	3.3 供給地の確認単位 申請組織は、下記に示す植栽エリア単位以下で確認を行わなければならない。申請組織は、供給源の確認に際し、申請組織自ら又は申請組織から委託された者が少なくとも一度は現地踏査を行い、許容できない供給源でないことを確実にしなければならない。
21	5	4. DD の実施 申請組織は、組織が定めた DDS に基づき DD を実施する。原材料調達にあたって、リスクが確認された場合、申請組織は調達を中止もしくはリスクを低減するための緩和措置を実施しなければならない。DD の実施結果は記録しなければならない。	4. DD の実施 申請組織は、組織が定めた DDS に基づき DD を実施する。原材料調達にあたって、リスクが確認された場合、申請組織は、調達を中止もしくはリスクを低減するための緩和措置を実施しなければならない。DD の実施結果は記録しなければならない。

# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名： PKS 認証制度:要求事項（第三者審査機関） ST03

番号	P	指摘内容	修正後
22		要求事項の番号などの字体が「基本文書」と異なり、「Arial」	要求事項の番号などの字体を「基本文書」と同様の「游ゴシック」
23	3	<p>1.1 第三者審査機関の資格</p> <p>1) ISO/IEC17065:2012「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の認定を得ているか、同等程度のマネジメントシステムを有すること</p> <p>2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十八年六月三日公布（平成二十八年法律第五十九号）改正）に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか、同等の経験を有する</p> <p>3) 「PKS 第三者認証創設準備委員会」に認定されている</p>	<p>1.1 第三者審査機関の資格</p> <p>当該規格の審査を実施する第三者審査機関は、以下の基準を満たさなければならない。</p> <p>1) ISO/IEC17065:2012「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の要求事項を満たし、一般社団法人農産資源認証協議会が定める IAF（国際認定フォーラム）メンバーの認定機関により認定された認証機関であること。</p> <p>2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十八年六月三日公布（平成二十八年法律第五十九号）改正）に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか、同等の経験を有する</p> <p>3) 前項 1)の認定機関が一般社団法人農産資源認証協議会により定められるまでの期間は「一般社団法人農産資源認証協議会」に認定されている認証機関とする。</p> <p>前項 1)の基準を満たした認証機関が認定された時、本項の要求事項は失効する。</p> <p>4) 一般社団法人農産資源認証協議会は、前項 1) の認定機関を本規格発効の日から2年以内に定めなければならない。</p>

# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名：PKS 認証制度:要求事項（第三者審査機関） ST03

24	4	当該規格の GHG 排出量の検証を行う審査員は以下のいずれかの資格および業務経験を有していなければならない。	当該規格の GHG 排出量の検証を行う審査員は、以下のいずれかの資格および業務経験を有していなければならない。
25	5	第三者審査機関は審査に際し、下記表で算出されたサンプリング数以上の適合性の確認を行わなければならない。	第三者審査機関は、審査に際し下記表で算出されたサンプリング数以上の適合性の確認を行わなければならない。
26	6	<p>4.3. 認証書の発行</p> <p>第三者審査機関は 3 年間有効な認証書を発行しなければならない。認証書には少なくとも下記が記載されていなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 申請組織名</li> <li>2) 認証日および認証期限</li> <li>3) 適合性規格名</li> <li>4) 認証範囲</li> <li>5) 認証番号</li> <li>6) 第三者審査機関名</li> </ol>	<p>4.3. 認証書の発行</p> <p>第三者審査機関は3年間有効な認証書を発行しなければならない。認証書には少なくとも下記が記載されていなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 申請組織名</li> <li>2) 申請組織所在地</li> <li>3) 認証日および認証期限</li> <li>4) 適合性規格名</li> <li>5) 認証範囲</li> <li>6) 認証番号</li> <li>7) 第三者審査機関名</li> <li>8) 第三者審査機関所在地</li> </ol>

# 一般社団法人農産資源認証協議会基準 新旧対照表

規格名：PKS 認証制度:要求事項ガイドライン G01

番号	P	指摘内容	修正後
27		<p>1.2 法律の順守及び評価</p> <p>申請組織は、少なくとも下記を実施し、関連する文書および記録を保持することが望ましい。</p> <p>1) 土地に関する法令を順守するため、事業に必要な土地使用権を有していることを文書によって確認する。</p> <p>.....</p> <p>5) 労働者の団体交渉権又は労使交渉権が保証されていることを確認する。</p>	削除⇒要求事項へ展開
28	2	<p>2.2 管理項目</p> <p>2) 分別管理は FIT 制度下で利用できる PKS と利用できない PKS がある場合に必要手順を作成することが望ましい</p>	<p>2.2 管理項目</p> <p>2) 2.3 項で分別管理方法は SG のみを採用することが定められている。他の分別管理方式は採用できない。</p>
29	4	<p>7. 内部監査</p> <p>内部監査には、例えば認証範囲内のサイトを訪問せずに行う文書監査やサイトを訪問する訪問監査がある。</p>	<p>7. 内部監査</p> <p>内部監査には、例えば認証範囲内のサイトを訪問せずに行う文書監査や、サイトを訪問する訪問監査がある。</p>
30	5	<p>3) リスクの削減：リスクが低いことが確認できない材について、さらなる調査を行ったり、取引を辞めるなどの措置を取る。</p>	<p>3) リスクの削減：リスクが低いことが確認できない材について、さらなる調査を行ったり、取引を止めるなどの措置を取る。</p>

### 3. 持続可能性基準を満たすことの説明

# 農産資源認証協議会の基準とR S P O基準の比較（環境）

評価基準		R S P O	農産資源認証協議会	
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>農園の開発にあたり、2005年11月以降に、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている HCV 地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定された HCV 地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標 7.3.1)</li> </ul>	<対象外>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標 7.4.1)</li> <li>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。(指標 7.4.2)</li> </ul>	<対象外>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス (GHG) を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。(5.6)</li> <li>新たな農園開発は、GHG 排出量を最小限に留めるよう計画される。(7.8)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請組織は、要求事項に定められた算定範囲（バウンダリー）において GHG 排出量の算定を行わなければならない。(要求事項（組織申請）4.1.)</li> <li>申請組織は、一般社団法人農産資源認証協議会が認めた、以下のワークシート等に基づき GHG を算定しなければならない。算定範囲は、CPO ミル以降から発電施設までとする。1) JIA 「LCA ワークシート (PKS)」 Rev.1.1 (要求事項（組織申請）4.2.)</li> <li>申請組織は、GHG を含む汚染と排出の削減計画を策定、実施および監視しなければならない。申請者は GHG 排出量を最小限に留めるように計画しなければならない。策定した計画は文書化し、実施した結果は記録として管理しなければならない。(要求事項（組織申請）4.3.)</li> </ul>

## 農産資源認証協議会の基準とR S P O基準の比較（環境）

評価基準		R S P O	農産資源認証協議会
環境	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。(5.2)</li> <li>■ 2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない。</li> </ul>	<対象外>



# 農産資源認証協議会の基準とRSPO基準の比較（社会・労働）

評価基準		RSPO	農産資源認証協議会
社会・労働	事業者による土地所有権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地所有権は明示され、法的又は慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2)</li> <li>■ 地域住民が法的又は慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPIC の実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6)</li> <li>■ FPIC を実施しない状況下でのオイルパームのための土地使用によって、他の土地使用者の法的又は慣習的な所有権を損ねてはならない。(2.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請組織は、申請組織、搾油工場、及び PKS の加工および流通業者に対して関連する法律を遵守する文書化した手順を策定および提供し、順守状況を定期的に評価しなければならない。(申請組織) 1.2.1.)</li> <li>1) 土地の所有権は明示され、法的または慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に意義を申し立てられていない。(申請組織) 1.2.2.)</li> <li>2) 地域住民が法的または慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPIC の実施および交渉による合意があるという前提のもと、土地所得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われている。(申請組織) 1.2.2.)</li> <li>3) FPIC を実施しない状況下で他の土地使用者の法的又は慣習的な所有権を損ねていない。(申請組織) 1.2.1.)</li> <li>■ 申請組織は、購入する材が許容できない供給源を由来としたものでないことを確認しなければならない。(PKS デューデリジェンスシステム要求事項 3.2)</li> <li>1) 違法に開発された植栽エリア 評価対象地域において、植栽エリア開発関連法等に順守していること</li> <li>2) 伝統的権利及び人権を侵害している植栽エリア 評価対象地域において、権利の侵害が起きていないこと</li> </ul>

# 農産資源認証協議会の基準とRSPO基準の比較（社会・労働）

評価基準		RSPO	農産資源認証協議会	
社会・労働	児童労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童の雇用又は搾取を行わない。(6.7)</li> </ul>	<p>4) 児童の雇用及び搾取を行っていない。(申請組織) 1.2.2.)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請組織は、購入する材が許容できない供給源を由来としたものでないことを確認しなければならない。(PKS デューデリジェンスシステム 要求事項 3.2)</li> </ul> <p>2) 伝統的権利及び人権を侵害している植栽エリア 評価対象地域において、児童労働が行われていないこと</p>
	強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。(6.12)</li> </ul>	<p>5) 強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行っていない。(申請組織) 1.2.2.)</p>
	健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働者の健康と安全を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7)</li> <li>■ 農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6)</li> </ul>	<p>6) 業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施されている。(申請組織) 1.2.2.)</p>
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員が自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6)</li> </ul>	<p>7) 雇用主が、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重している。結社の自由及び団体交渉の事由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社および交渉の権利を確保する同等の方法を推進している。(申請組織) 1.2.2.)</p>

# 農産資源認証協議会の基準とRSPO基準の比較（ガバナンス）

評価基準		RSPO	農産資源認証協議会
ガバナンス	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請組織は、申請組織、搾油工場、及びPKSの加工および流通業者に対して<b>関連する法律を遵守する文書化した手順を策定および提供し、順守状況を定期的に評価</b>しなければならない。(要求事項(申請組織) 1.2.1.)</li> </ul>
	情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請組織は、<b>当該認証制度に関する環境的、社会的および法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供しなければならない</b>。この提供は意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行わなければならない。(要求事項(申請組織) 1.3.)</li> </ul>
	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証は<b>5年間有効</b>、期限前に再評価を受けることが必要。</li> <li><b>毎年の年次監査</b>を受ける必要がある。</li> <li>審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major (重大)」と「Minor (軽微)」に分けて評価される。</li> <li>初回審査では、「Major」な不適合がある場合には<b>認証は付与されない</b>。</li> <li>年次監査では、「Major」な不適合がある場合は<b>90日以内に解決しないと認定一時停止となる</b>。その後さらに、<b>審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消</b>となる。</li> </ul>

# 農産資源認証協議会の基準とR S P O基準の比較（ガバナンス）

ガバナンス				<p>況を確認した場合、申請組織に以下の不適合を発行する。↵</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重大な不適合：要求事項又は運用手順に対して大きな逸脱があり、合法および持続可能な PKS の取引に大きな疑義が生じている状況↵</li> <li>■ 軽微な不適合：一部の要求事項又は運用手順への逸脱があるが、合法および持続可能な PKS の取引には影響を与えない状況↵</li> <li>■ 第三者審査機関は、重要な不適合を発見した場合、申請組織に 90 日以内に解決することを伝えなければならない。申請組織が重大な不適合を期間内に解決できない場合、第三者審査機関は以下の処置を取らなければならない。↵</li> <li>■ 初回審査：申請組織に認証取得の意思がある場合、是正完了後に再審査を行う。↵</li> <li>■ 定期審査・更新審査：認証を一時停止とする。その後さらに、審査機関と申請組織の間で取り決めた期間内（最大 6 カ月）に解決しない場合は認証取消とする。申請組織に認証取得の意思がある場合、是正完了後に「復帰の審査」を行う。（要求事項（第三者審査機関）4.4）↵</li> </ul>
-------	--	--	--	---

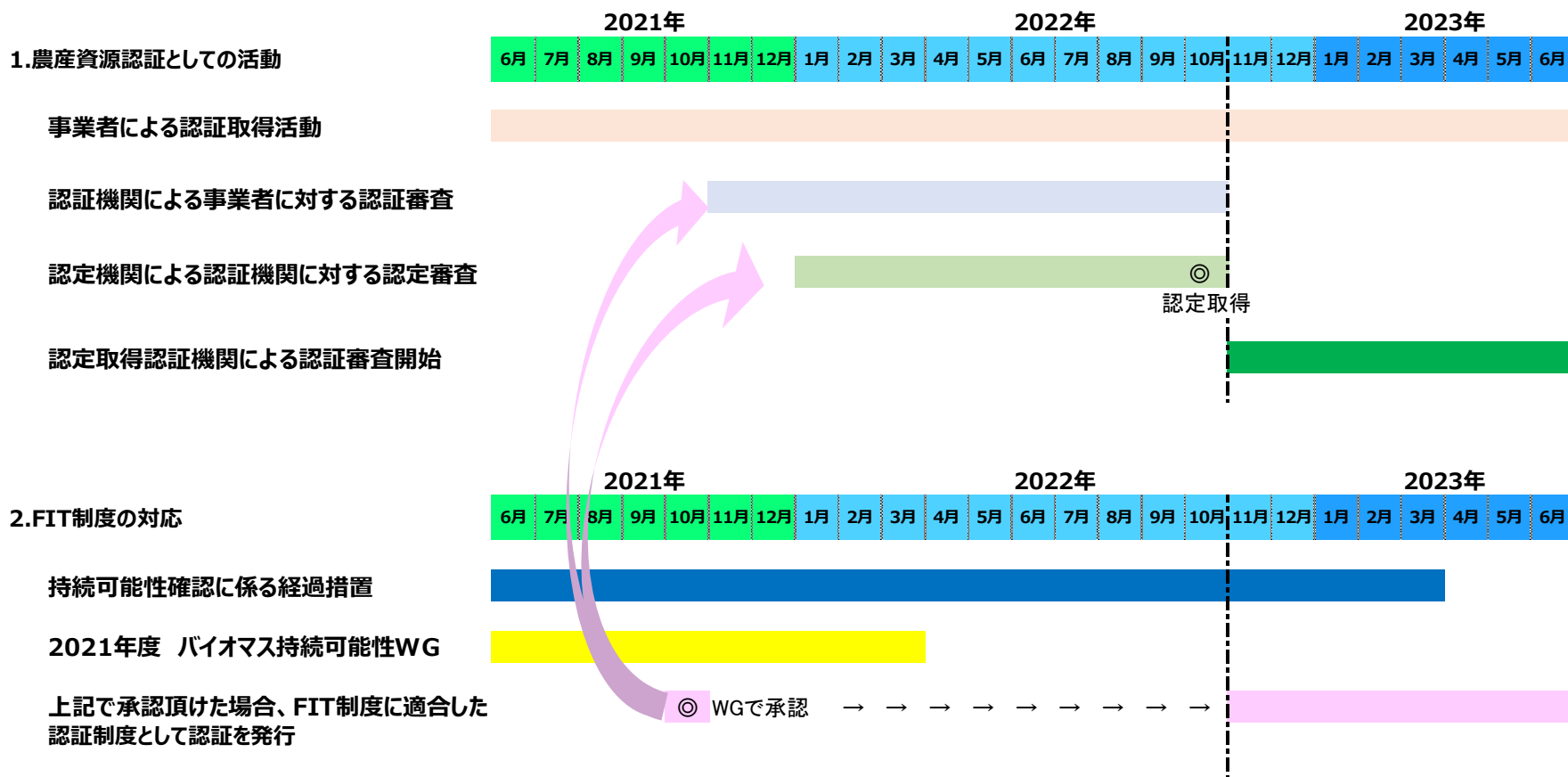
# 農産資源認証協議会の基準とR S P O基準の比較（サプライチェーン認証）

評価基準		R S P O	農産資源認証協議会
サプライチェーンの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP</li> <li>SG</li> <li>MB</li> <li>B&amp;C</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申請組織は、管理対象組織がSGに基づいて分別管理を行うことを確実にし、SG以外の分別管理方法を採用してはならない。(要求事項(申請組織)2.3.)</li> </ul>

# 農産資源認証協議会の基準とRSPO基準の比較（認証審査の第三者性）

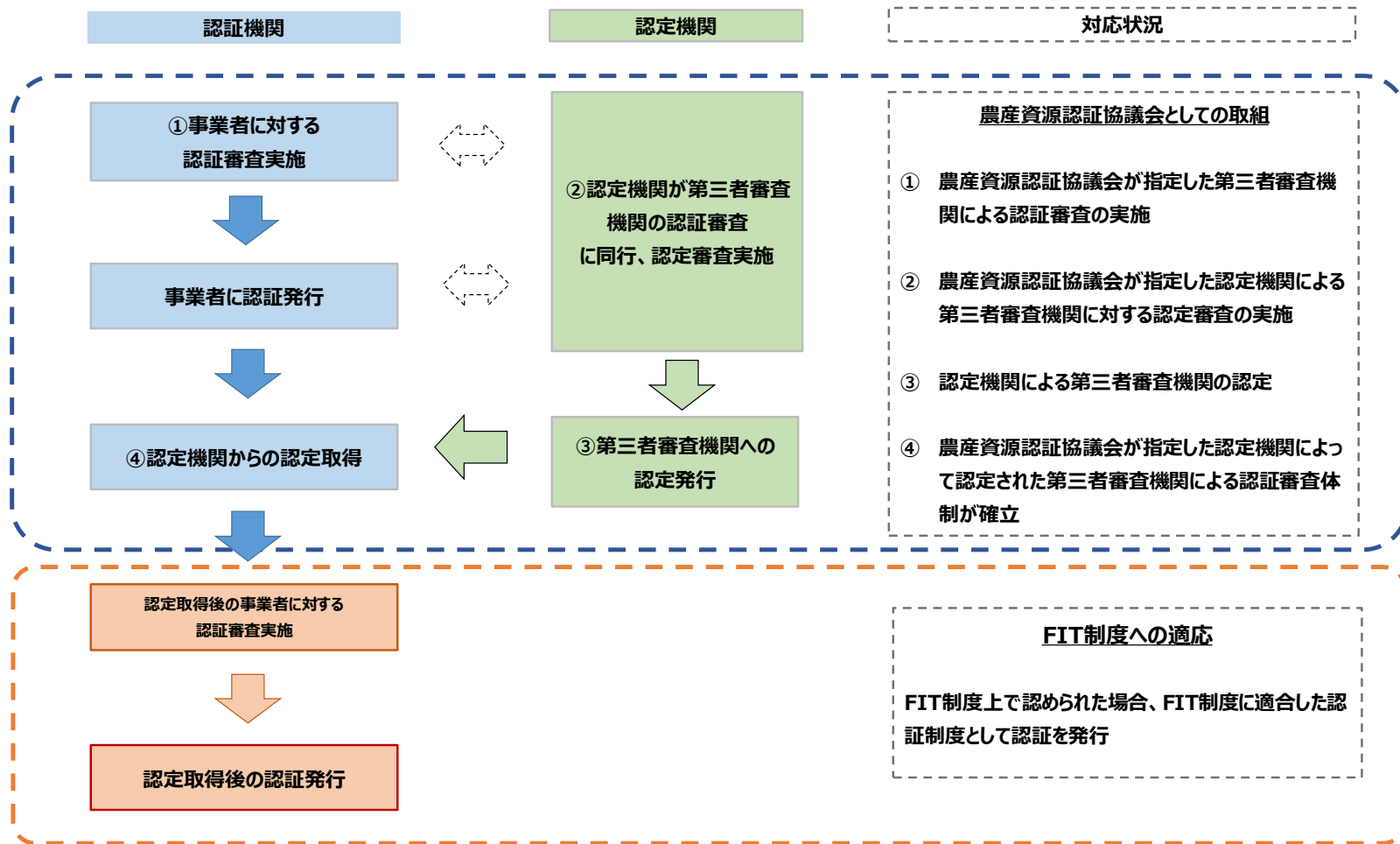
評価基準		RSPO	農産資源認証協議会
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証機関 (Certification Body) は認定機関 (Accreditation Body) により認定される。</li> <li>■ 認定機関は ASI (Assurance Services International)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第三者審査機関の資格 当該規格の審査を実施する第三者審査機関は、以下の基準を満たさなければならない。</li> <li>1) ISO/IEC 17065:2012 「適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の要求事項を満たし、一般社団法人農産資源認証協議会定める IAF (国際認定フォーラム) メンバーの認定機関により認定された認証機関であること。</li> <li>2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成二十八年六月三日公布 (平成二十八年法律第五十九号) 改正) に基づく木質バイオマス燃料の認定を3年以上行っているか、同等の経験を有すること。</li> <li>3) 前項 1) の認定機関が一般社団法人農産資源認証協議会により定められるまでの期間は「一般社団法人農産資源認証協議会」に認定されている認証機関とする。前項 1) の基準を満たした認証機関が認定された時、本項の要求事項は失効する。</li> <li>4) 一般社団法人農産資源認証協議会は、前項 1) の認定機関を本規格発効の日から2年以内に定めなければならない。 (要求事項 (第三者審査機関) 1.1)</li> </ul>
	認証付与の最終意思決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証機関が監査 (audit) を行い、監査報告書を作成し独立した審査官 (peer reviewer) に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。</li> <li>■ 認証機関は証書を RSPO 事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPO による認証の承認をもって認証の発行が完了する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証付与の最終決定は第三者審査機関が行う。(PKS 第三者認証創設準備委員会※への問合せに対する回答より)</li> <li>■ 第三者審査機関は3年間有効な認証書を発行しなければならない。認証書には少なくとも下記が記載されていなければならない。 ※現：一般社団法人農産資源認証協議会</li> </ul>

# 4. 今後のスケジュールについて



<候補> 認定機関 : 公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB)  
 第三者審査機関 : 一般財団法人日本ガス機器検査協会 (JIA)

## 5. (参考) : 認証審査の第三者性 (FIT制度適合へのステップ)



<候補> 認定機関 : 公益財団法人日本適合性認定協会 (JAB)  
 第三者審査機関 : 一般財団法人日本ガス機器検査協会 (JIA)



## 6. (参考) : 諮問委員会について

---

### 規格検討委員会

上河 潔	(林業経済研究所)
田中 良平	(森林総合研究所)
竹ヶ原 啓介	(株式会社日本政策投資銀行)
飛田 恵理子	(東京都地域婦人団体連盟)
岡田 清隆	(日本木材輸入協会)

### 技術部会

柳澤 衛	(日本ガス機器検査協会)
加用 千裕	(東京農工大学)
鮫島 弘光	(地球環境戦略研究機関)
藤原 敬	(ウッドマイルズフォーラム、林業経済研究所)
山口 真奈美	(日本サステナブル・ラベル協会)

規格検討委員会は学識経験者、消費者団体、シンクタンク、金融政策、および木材産業界の代表から構成されています。

技術部会は環境保護団体関係者やLCA専門家から構成されています。

## 7. (参考) : パブリックコメント

No	氏名 (個人情報につき非表示)	所属・住所 (個人情報につき非表示)	文書番号 Ver番号 例：ST01要求事項 (申請組織) Ver1.1	章・項・目番号 例：1.2.1	コメントのタイプ 分類：全般、技術、体裁・編集	コメントの内容 文字数が多くなる場合は、下の欄に続けて記入	修正案内容
1			P01基本文書 Ver1.1	5) p.6 1段落	技術・内容	「適合性を確実にしなければならない。」の後に、「又、申請組織は、認証機関及び認定機関が発行する関連基準への適合性を、当該機関が指定する期間内に確実にしなければならない。」を加えたらどうか。	「適合性を確実にしなければならない。」の後に、「又、申請組織は、認証機関及び認定機関が発行する関連基準への適合性を、当該機関が指定する期間内に確実にしなければならない。」を加筆修正
2			ST01要求事項(申請組織) Ver1.1	p.7	技術・内容	p.7の取引の停止では「3) この規格に逸脱した場合」を入れる必要はないか	p.7の取引の停止では「3) この規格に逸脱した場合」を加筆修正
3			ST03 要求事項(第三者審査機関) Ver1.1	P6 4.3 証明書の発行	技術・内容	JIS Q 17065:2012 7.7.1 a)では機関住所、及びc)では依頼者の住所を認証文書の中で明確に伝えるか識別が可能にすること、と要求されていますが、いずれも住所についての言及がありません。	認証書に申請組織と第三者審査機関の住所を記載するよう加筆修正

パブリックコメントで頂いたご意見を受けた修正案を規格検討委員会に審議頂きました。

## 8. (参考) : DD (デュー・デリジェンス)

---

認証範囲に含まれないが植栽エリアまで遡りDDを行う。  
認証取得者は許容できない供給源由来のPKSでないことを確認する。

### ▶ 許容できない供給源

- 1) 違法に開発された植栽エリア
- 2) 伝統的権利及び人権を侵害している植栽エリア
- 3) 高い保護価値(HCV)のある自然環境を脅かして開発された植栽エリア
- 4) 遺伝子組換えオイルパームが植えられている植栽エリア
- 5) 泥炭地など耕作限界の脆弱な土壌の開発を続けて作付けしている植栽エリア

ありがとうございました。